

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 26 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 大阪市中央区北久宝寺町3丁目5番12号

氏 名 クリテックサービス株式会社

代表取締役社長 加藤 康一

電話番号 06-6121-7227

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---------|----------------------|
| 事業場の名称 | クリテックサービス株式会社 東日本事業所 |
| 事業場の所在地 | 岩手県北上市和賀町後藤2地割114-26 |
| 計画期間 | 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| ①事業の種類 | 9292 産業用設備洗浄業 |
| ②事業の規模 | — |
| ③従業員数 | 52名 【請負契約会社人員含む】 |
| ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 | <p>The flowchart illustrates the waste treatment process:</p> <ul style="list-style-type: none">Waste oil tanks and flammable waste oil containers feed into a mixing unit.The mixed waste is sent to a recycling unit.Sludge from the tanks and sludge from the recycling unit are sent to a sludge treatment unit.The treated sludge is buried.Waste oil tanks also feed into a neutralization unit.The neutralized waste is sent to a sedimentation unit.The treated water from the sedimentation unit is sent to an activated sludge unit.The treated water from the activated sludge unit is released.Sludge from the sedimentation and activated sludge units is sent to a sludge treatment unit.The treated sludge is buried. |

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| | 【前年度（令和4年度）実績】 | | | 別紙のとおり | |
|-----|--|---|--|--------|--|
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | | | |
| | 排 出 量 | t | | t | |
| ①現状 | (これまでに実施した取組) | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・薬品補充方式による洗浄薬品交換回数の低減 ・洗浄薬品の交換時期設定による計画的排出 ・使用済み洗浄薬品の再利用による洗浄薬品使用量の低減 ・汚泥 含水率低減策の実施 ・廃油 洗浄薬品の交換時期延長による計画的排出 | | | | |
| ②計画 | (今後実施する予定の取組) | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・薬品補充方式による洗浄薬品を検討し、交換回数を低減する。 ・洗浄薬品の交換時期設定見直しにより、交換回数を低減する。 ・使用済み洗浄薬品を再利用する事で、洗浄薬品の使用量を低減する。 ・汚泥の含水率低減策を検討する。 ・洗浄薬品の交換時期を延長し、廃油に係る交換回数を低減する。 | | | | |

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

| | |
|-----|--|
| ①現状 | (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) |
| | 当事業所は廃棄物管理要領書により、発生する全ての廃棄物の分別・保管・処分・委託先・監視方法等を定めて適切な管理及び処理を行い、廃棄物に起因する環境負荷の低減に努めています。 |
| ②計画 | (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) |
| | 当事業所は廃棄物管理要領書により、発生する全ての廃棄物の分別・保管・処分・委託先・監視方法等を定めて適切な管理及び処理を行い、廃棄物に起因する環境負荷の低減に努めています。 |

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

| | | 【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり | |
|-----|-----------------------|--------------------------------|---|
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| ①現状 | | (これまでに実施した取組) ・再生利用は行っていない。 | |
| | | 【目標】 別紙のとおり | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| ②計画 | | (今後実施する予定の取組) ・今後もその予定はない。 | |

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

| | | 【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり | |
|-----|--------------------------|--------------------------------|---|
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| ①現状 | | (これまでに実施した取組) ・中間処理は行っていない。 | |
| | | 【目標】 別紙のとおり | |
| | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| | 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 | t | t |
| ②計画 | | (今後実施する予定の取組) ・今後もその予定はない。 | |

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 別紙のとおり

| 【前年度（令和4年度）実績】 | | | |
|---|---|---|--|
| 特別管理産業廃棄物の種類 | | | |
| 自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量 | t | t | |
| (これまでに実施した取組) ・埋立処分は行っていない。 | | | |
| ①現状 | | | |
| 【目標】 別紙のとおり | | | |
| 特別管理産業廃棄物の種類 | | | |
| 自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量 | t | t | |
| (今後実施する予定の取組) ・今後もその予定はない。 | | | |
| ②計画 | | | |
| 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | |
| 【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり | | | |
| 特別管理産業廃棄物の種類 | | | |
| 全処理委託量 | t | t | |
| 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t | |
| 再生利用業者への処理委託量 | t | t | |
| 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t | |
| 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | t | t | |
| (これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者、再生利用業者への委託を優先に行っている。 | | | |
| ①現状 | | | |

(第5面)

| | | | | |
|-----------------------|--|---|---------|---|
| | | 【目標】 別紙のとおり | | |
| | | 特別管理産業廃棄物の種類 | | |
| | | 全処理委託量 | t | t |
| | | 優良認定処理業者への 処理委託量 | t | t |
| | | 再生利用業者への 処理委託量 | t | t |
| | | 認定熱回収業者への 処理委託量 | t | t |
| | | 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 | t | t |
| ②計画 | | (今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者、再生利用業者への委託を優先に行っていく。 | | |
| | | 【前年度(令4年度)実績】 | | |
| | | 特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) | 226.105 | t |
| 電子情報処理組織の使 用に関する事項 | | (今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト対応処理業者との契約について：契約業者全て電子マニフェスト対応を継続する。 | | |
| ※事務処理欄 | | | | |

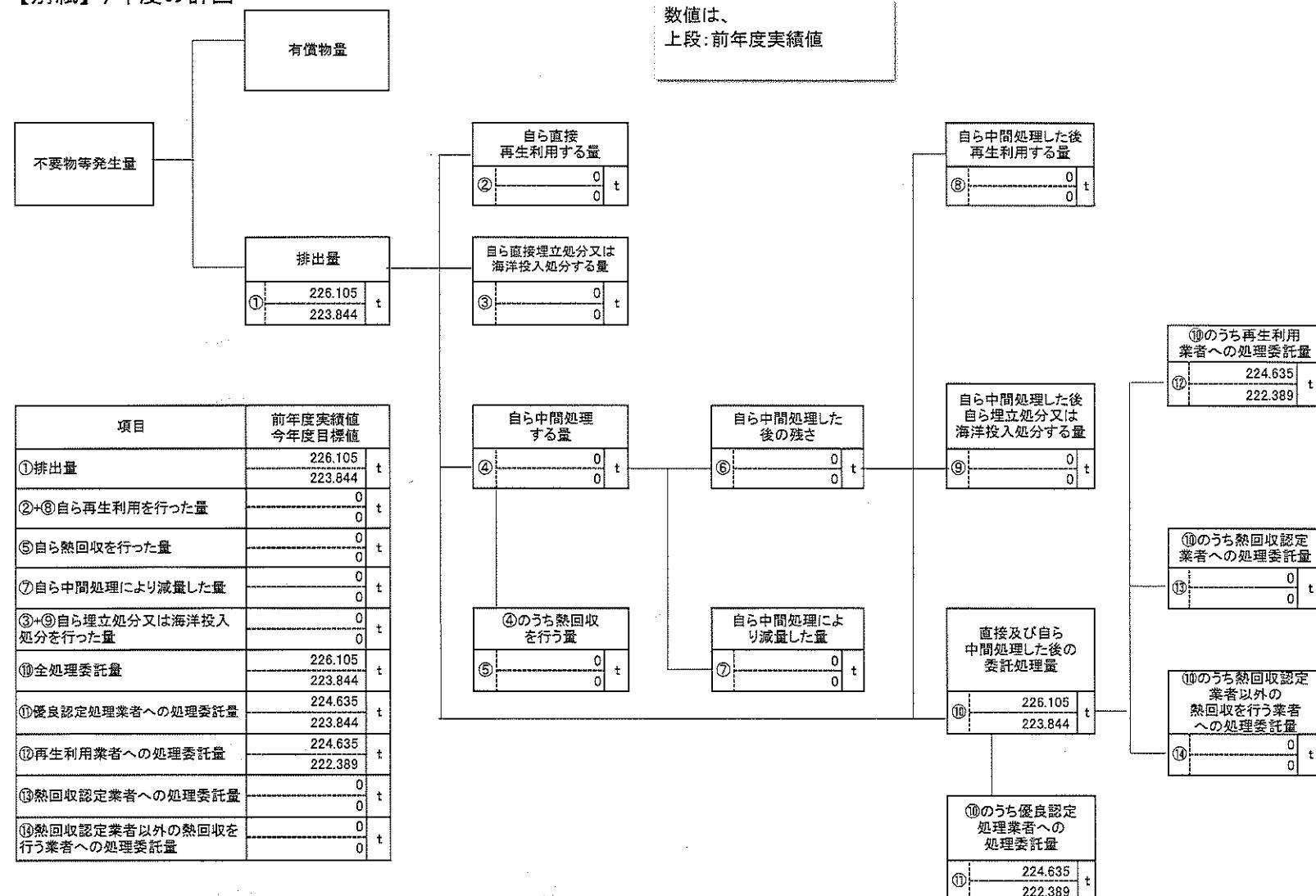
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

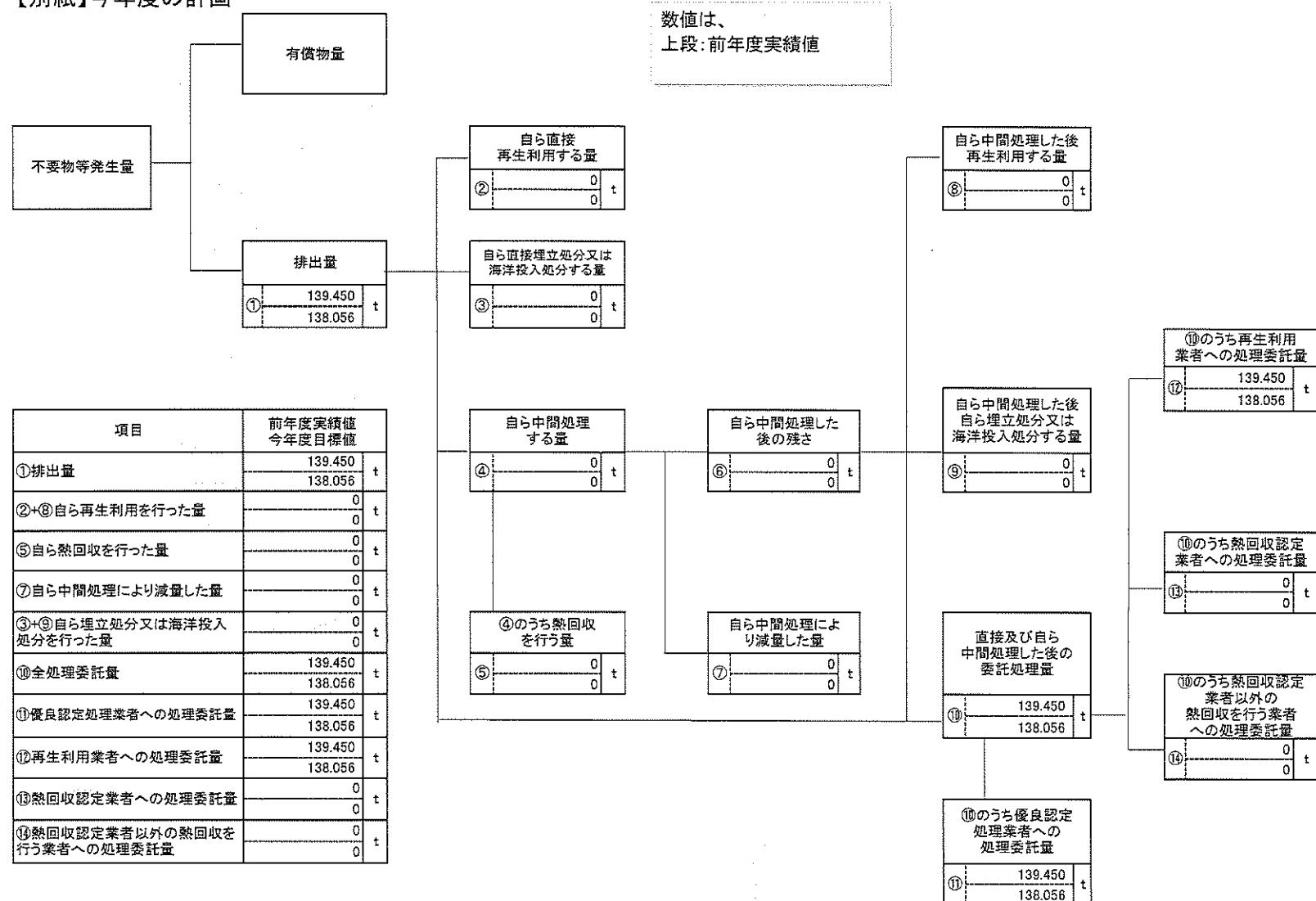
(産業廃棄物の種類: 合計)

【別紙】今年度の計画



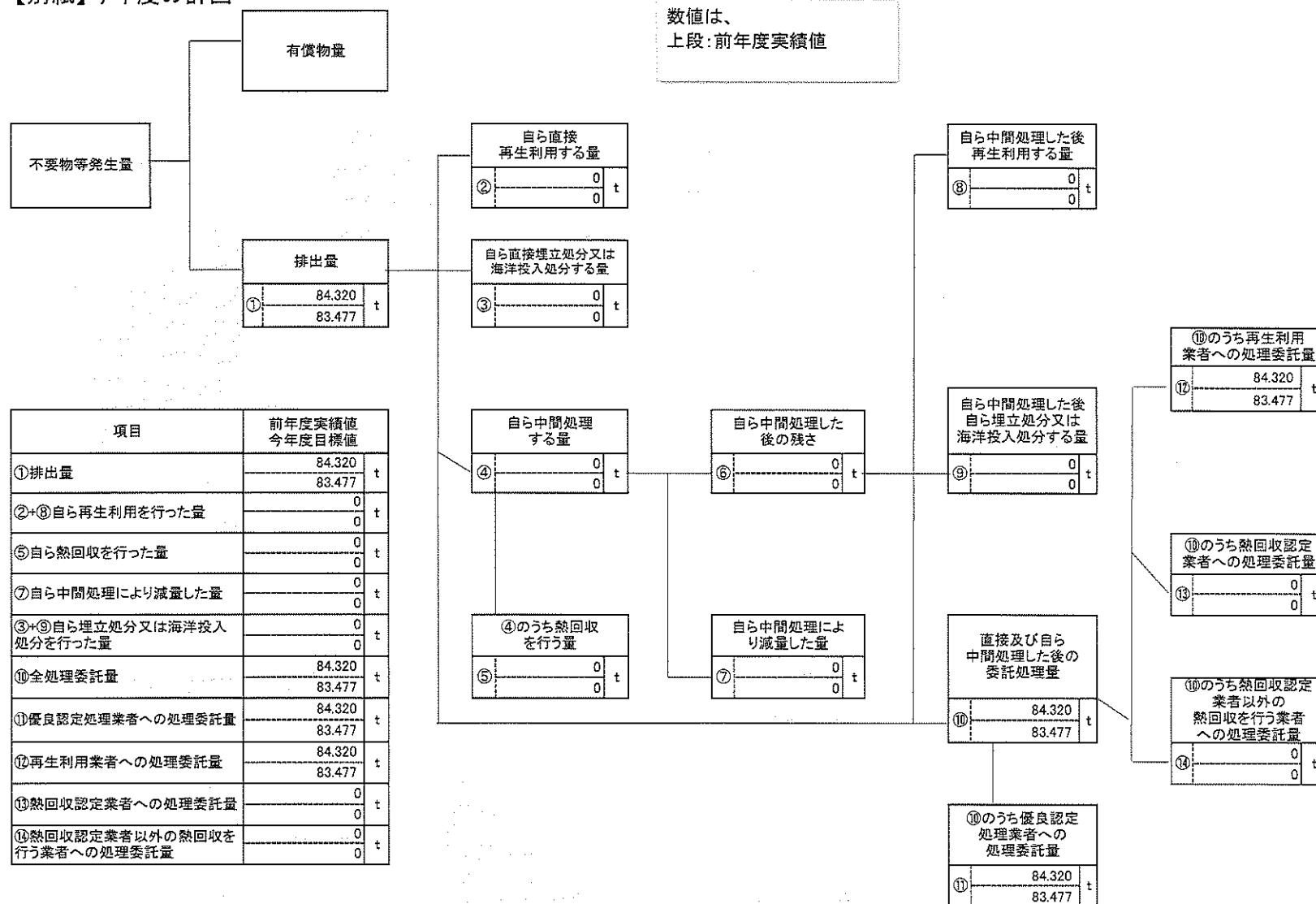
(産業廃棄物の種類: 廃酸 (有害))

【別紙】今年度の計画



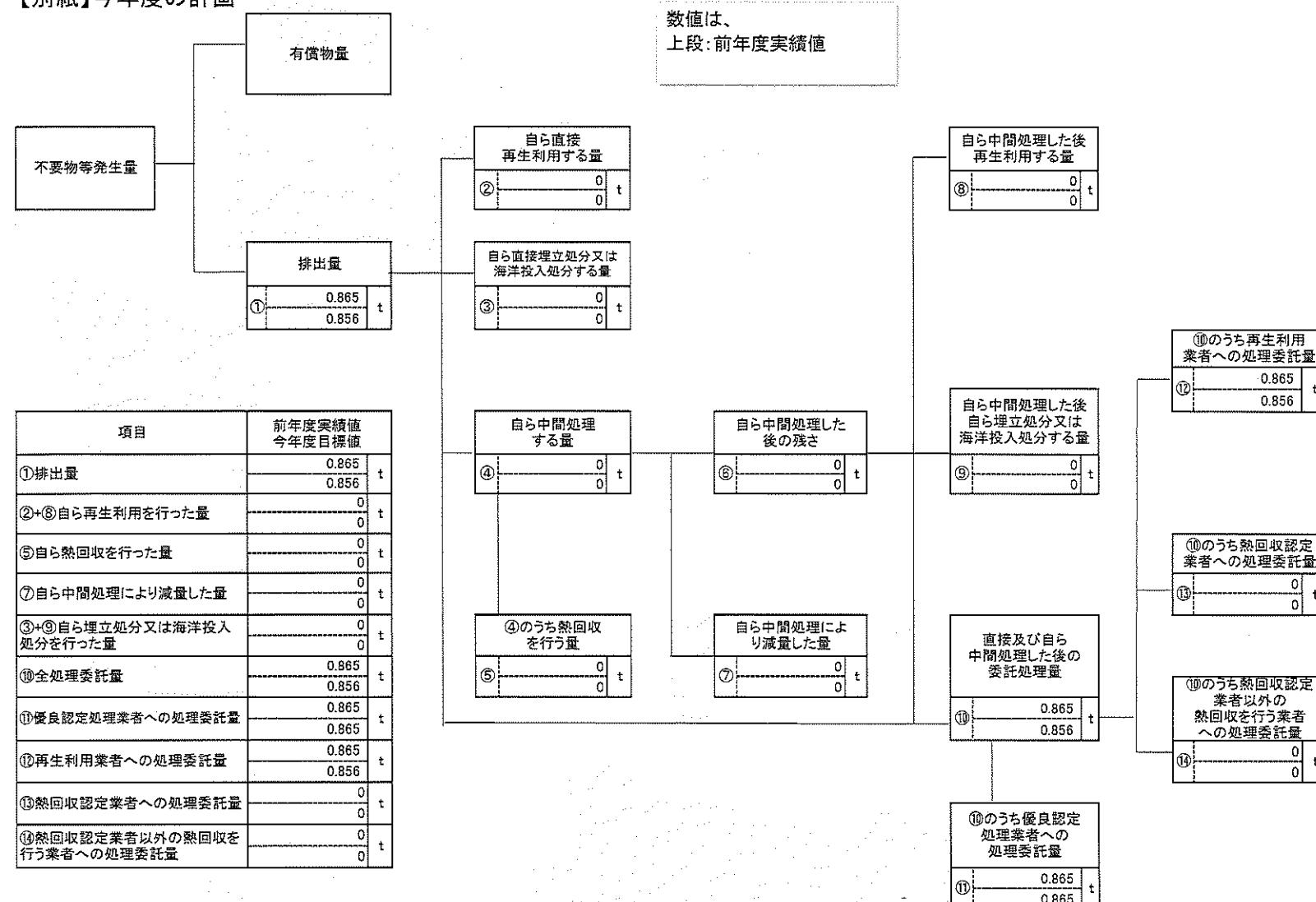
(産業廃棄物の種類： 廃アルカリ)

【別紙】今年度の計画



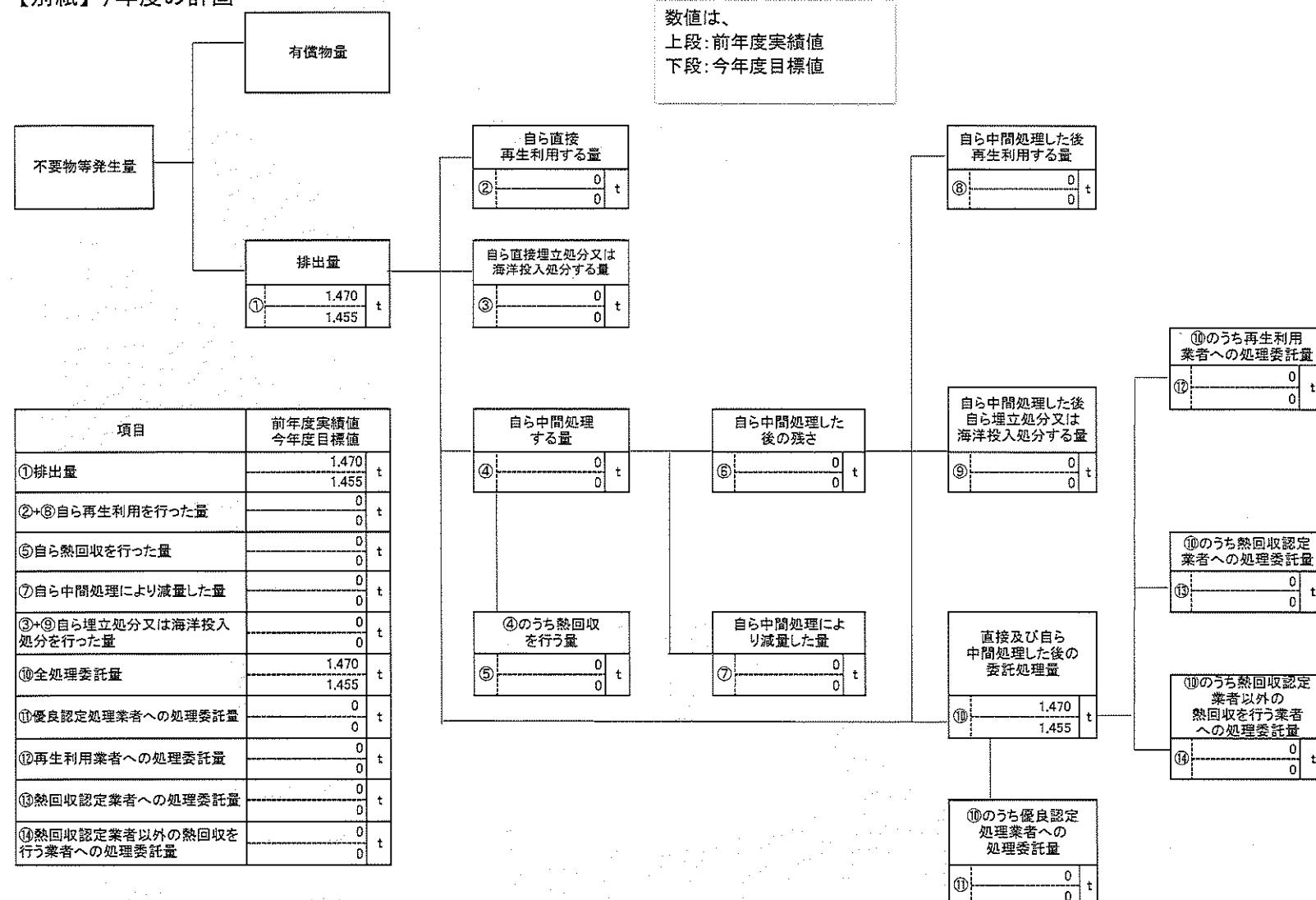
(産業廃棄物の種類: 燃えやすい廃油 / 廃油(有害))

【別紙】今年度の計画



(産業廃棄物の種類: 汚泥 (有害))

【別紙】今年度の計画



別紙

クリテックサービス株式会社 東日本事業所

環境マネジメント体制表

